

**「横浜市国民健康保険」又は「神奈川県の後期高齢者医療制度」
に加入し、医療費控除の申告をする方へ**

**平成29年分の「医療費のお知らせ」は、
所得税及び住民税の医療費控除の申告にそのままでは使えません。**

平成29年分の申告から、領収書の提出の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。また、医療保険者から交付を受けた「医療費のお知らせ」を添付すると、その内容については「医療費控除の明細書」への記入を一部省略できます。

しかし、「横浜市国民健康保険」又は「神奈川県の後期高齢者医療制度」に加入されている方に発送している「医療費のお知らせ」は、「被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額」が記載されていないため、所得税及び住民税の医療費控除の申告にそのままでは使用できません。

**平成29年分の所得税の確定申告と住民税の申告から、
医療費控除は、領収書の提出の代わりに
「医療費控除の明細書」の添付が
必要となりました。**

※医療費の領収書は自宅等で5年間保存する必要があります。
(税務署または区役所から求められたときは、提示又は提出しなければいけません)

(注)平成29年分から平成31年分までの申告については、
医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

※自己負担額の記載がなく、医療費総額(10割分の額)のみが記載されている、「医療費のお知らせ」は、医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を申告書に添付するか、自己負担額を補完記入した「医療費のお知らせ」を申告書に添付して医療費控除を受けることとなります。
(これらの場合も、医療費の領収書を申告期限等から5年間ご自宅等で保存する必要があります。)

お問い合わせ先

【横浜市国民健康保険 又は 神奈川県の後期高齢者医療制度にご加入の方】
緑区保険年金課 電話：045-930-2344 FAX：045-930-2347